

盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について

平成28年3月7日

玉山総合事務所

1 改正の趣旨

今後の施設の安定した維持管理を図るため、クア・ハウスに係る使用料の額を改定するとともに、同施設の使用料に回数使用の区分を設けるほか、繁忙期の団体客利用に対応するため、宿泊施設の1室の人数に新たな区分を設け、その使用料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 宿泊施設

次のとおり、1室の人数に新たな区分を設け、その使用料の額を定める。

区分	改正前		改正後	
	1室の人数	使用料（1人1泊につき）	1室の人数	使用料（1人1泊につき）
普通洋室	1人	8,235円	1人	8,235円
	2人	7,080円	2人	7,080円
	—	—	3人	5,925円
特別洋室	1人	23,250円	1人	23,250円
	2人	17,475円	2人	17,475円
	3人	15,165円	3人	15,165円
	4人	11,700円	4人	11,700円
	—	—	5人	9,390円
和室	1人	9,390円	1人	9,390円
	2人	8,235円	2人	8,235円
	3人	7,657円	3人	7,657円
	4人	7,080円	4人	7,080円
	—	—	5人	5,925円

(2) クア・ハウス

次のとおり、大浴場の使用料の額を改定するとともに、回数使用の区分を設ける。

区分	使用料		
	単位	金額	
		改正前	改正後
中学校生徒以上の者	普通使用（1回につき）	500円	600円
	回数使用（10回につき）	—	5,400円
小学校児童以下の者（3歳未満の者を除く。）	普通使用（1回につき）	250円	300円
	回数使用（10回につき）	—	2,700円

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○盛岡市総合交流ターミナル条例 平成17年12月26日条例第83号 改正 略 <u>平成28年3月 日条例第 号</u> 盛岡市総合交流ターミナル条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者及び特別利用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成28年条例第 号)</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 (第8条関係) (1) 宿泊施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1室の人数</th> <th>使用料(1人1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">普通洋室</td> <td>1人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>5,925円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特別洋室</td> <td>1人</td> <td>23,250円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>17,475円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>15,165円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>11,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1室の人数	使用料(1人1泊につき)	普通洋室	1人	8,235円	2人	7,080円	3人	5,925円	特別洋室	1人	23,250円	2人	17,475円	3人	15,165円	4人	11,700円	<p>○盛岡市総合交流ターミナル条例 平成17年12月26日条例第83号 改正 略 盛岡市総合交流ターミナル条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者及び特別利用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 (第8条関係) (1) 宿泊施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1室の人数</th> <th>使用料(1人1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通洋室</td> <td>1人</td> <td>8,235円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>7,080円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特別洋室</td> <td>1人</td> <td>23,250円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>17,475円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>15,165円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>11,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1室の人数	使用料(1人1泊につき)	普通洋室	1人	8,235円	2人	7,080円	特別洋室	1人	23,250円	2人	17,475円	3人	15,165円	4人	11,700円
区分	1室の人数	使用料(1人1泊につき)																																			
普通洋室	1人	8,235円																																			
	2人	7,080円																																			
	3人	5,925円																																			
特別洋室	1人	23,250円																																			
	2人	17,475円																																			
	3人	15,165円																																			
	4人	11,700円																																			
区分	1室の人数	使用料(1人1泊につき)																																			
普通洋室	1人	8,235円																																			
	2人	7,080円																																			
特別洋室	1人	23,250円																																			
	2人	17,475円																																			
	3人	15,165円																																			
	4人	11,700円																																			

改正後		
	5人	9,390円
和室	1人	9,390円
	2人	8,235円
	3人	7,657円
	4人	7,080円
	5人	5,925円

備考

- 1 使用料には、食事を含まないものとする。
- 2 次に掲げる日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,000円を加算した額とする。
 - (1) 土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日
 - (3) 4月29日から5月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - (4) 8月9日から8月16日までの日（第2号に掲げる日を除く。）
- 3 備考2の規定にかかわらず、12月30日から翌年の1月3日までの日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,500円を加算した額とする。
- 4 小学校児童の使用料の額は、この表の使用料の額に10分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(2) 休憩施設

区分	使用料	
	単位	金額
和室	1室1時間までごとに	1,050円
交流ホール	1室1時間までごとに	2,100円

(3) 研修室等

区分	使用料

改正前		
和室	1人	9,390円
	2人	8,235円
	3人	7,657円
	4人	7,080円

備考

- 1 使用料には、食事を含まないものとする。
- 2 次に掲げる日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,000円を加算した額とする。
 - (1) 土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日（次号に掲げる日を除く。）
 - (3) 4月29日から5月4日までの日
 - (4) 8月9日から8月16日までの日
- 3 12月30日から翌年の1月3日までの日の使用料の額は、この表の使用料の額に1,500円を加算した額とする。
- 4 小学校児童の使用料の額は、この表の使用料の額に10分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(2) 休憩施設

区分	使用料	
	単位	金額
和室	1室1時間までごとに	1,050円
交流ホール	1室1時間までごとに	2,100円

(3) 研修室等

区分	使用料

改正後		
	単位	金額
研修室	1時間までごとに	1,575円
食品加工研修室	1時間までごとに	1,575円
食工房	1室1月までごとに	52,500円
展示即売室	1月までごとに	販売額に12パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(4) クア・ハウス

区分		使用料	
		単位	金額
大浴場	中学校生徒以上の者	普通使用(1回につき)	600円
		回数使用(10回につき)	5,400円
	小学校児童以下の者(3歳未満の者を除く。)	普通使用(1回につき)	300円
		回数使用(10回につき)	2,700円
家族風呂		1室1時間までごとに	1,050円

備考

- 1 家族風呂を使用する場合は、大浴場の使用料を併せて徴収する。
- 2 宿泊者(総合交流ターミナルの宿泊施設に係る第5条第1項の許可を受けた者をいう。)の使用料は、無料とする。

(5) 第6条第1項の許可を受けて使用する場合

区分	使用料	
	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日までごとに	1,050円
業として行う写真の撮	撮影機1台1日までご	1,050円

改正前		
	単位	金額
研修室	1時間までごとに	1,575円
食品加工研修室	1時間までごとに	1,575円
食工房	1室1月までごとに	52,500円
展示即売室	1月までごとに	販売額に12パーセントを乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(4) クア・ハウス

区分	使用料	
	単位	金額
中学校生徒以上の者	1人1回につき	500円
小学校児童以下の者(3歳未満の者を除く。)	1人1回につき	250円

備考

- 1 宿泊者の使用料は、無料とする。
- 2 家族風呂を使用する場合の使用料の額は、この表の使用料の額に1団体につき1,050円を加算した額とする。

(5) 第6条第1項の許可を受けて使用する場合

区分	使用料	
	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日までごとに	1,050円
業として行う写真の撮	撮影機1台1日までご	1,050円

改正後			改正前		
影その他これに類する行為	とに		影その他これに類する行為	とに	
音楽、芸能等の興行	100平方メートル1日までごとに	3,150円	音楽、芸能等の興行	100平方メートル1日までごとに	3,150円
集会、展示会その他これらに類する催し	100平方メートル1日までごとに	3,150円	集会、展示会その他これらに類する催し	100平方メートル1日までごとに	3,150円